

○副議長（本木忠一君） 九番熊谷一平君。

〔九番 熊谷一平君登壇〕

○九番（熊谷一平君） 気仙沼本吉選出、自由民主党・県民会議の熊谷一平でございます。ただいま議長のお許しを頂きましたので、通告に従い、大綱三点について質問させていただきます。

大綱第一点目は、ひきこもり支援についてです。

二〇二三年、令和四年度に行われた内閣府の「こども・若者の意識と生活に関する調査」では、全国でひきこもり状態にある方が百四十六万人に上るとの推計がなされました。また、今年度九月定例会一般質問の知事答弁において本県でひきこもり状態にある方は二万八千人と推定されるとの答弁がありました。調査が行われたのがコロナ禍に見舞われた時期であるため、その影響は相当程度あったということを加味しても国民の１％以上の方がひきこもり状態にあることは、深刻な問題であると受け止めなければいけません。他の社会問題と同様に、ひきこもり支援の解決は、これが正解であると明確な解決策は見当たりませんが、現状把握から現在できることなどの三点について伺い、より良い改善に資する議論をしていきたいと思います。

まず、一点目は、本県におけるひきこもりの現状把握についてです。

気仙沼市において、昨年七月から八月に実施された「ひきこもりに関する市民の生活状況調査」の結果が先月公表されました。この調査は、十五歳から六十四歳の方が属する全世帯一万六千六百七十七世帯に対して郵送にて依頼し、郵送及びインターネットで回答がなされたもので、この調査の有効回答数は、五千三十六件、率にして三〇・二％となるものでしたが、一つの自治体におけるひきこもりの現状を把握する上では、大きな意義のある調査であったと考えます。この調査では、「高齢等による場合を除き、仕事や学校に行かず、家族以外の人との交流をほとんどしない状態」をひきこもりと定義しておりますが、有効回答のうち、少なくとも一人以上がひきこもり状態にある家族がいる世帯が、六百十四世帯に上がることが明らかになりました。また、最も多い世代は五十代で、ひきこもりの期間としては一年から三年未満が最も多かったものの、次いで十年から二十年未満が多く、全体的に長期化していることも読み取れるものでした。ひきこもり支援の難しさは、その定義づけの範囲を定めることや、必要な支援がその人の

事情に応じて多岐にわたることにありますが、支援を効果的に行うには、まず詳細な現状・実態の把握が必要であると考えます。ひきこもりの現状把握や支援ニーズに関する調査は、仙台市や白石市でも行われており、それぞれの調査目的に応じた形で進められてきましたが、県として支援を推進していくために市町村と連携した全県的な調査が必要ではないでしょうか。県内市町村はその規模により割ける行政リソースに差があることや、政策の重点性が異なることから全県同一の調査を行う難しさはあるものの、県が調査項目に関するモデルやガイドラインを提示したり、費用を補助していくことで、相当程度に統一された調査の下、県内の現状を把握することが可能であると考えますが、所見を伺います。

続いて、二点目は、県の相談機関と対応についてです。

気仙沼市の調査では、ひきこもり状態に至ったきっかけとして、複数回答ができる設問ではありますが、多い順から、失業・退職によるものが回答の二七・二%、けがや精神疾患等の疾病によるものが二七・〇%となっており、この二つが大きなきっかけとなっております。また、その対象者が必要なこととして、三点まで回答可能であった設問については、多い順から、自分に合った仕事を探すことが二七・五%、気軽に相談できる窓口があることが二五・一%、支援やサポートに関する情報が一九・九%と続いており、仕事と相談窓口、そして、それらへアクセスするための情報が多く求められていることが見て取れました。更に、サポートやアドバイスを受ける際に利用したい条件として、多い順から、無料で相談できることが三八・一%、利用できる場所が自宅から近いことが二二・八%、同じ悩みを持っている人がいることが二二・〇%となっております。県では、各圏域の保健福祉事務所、古川にひきこもり地域支援センターと仙台の南支所に相談窓口を設けて対応しているほか、ひきこもり居場所支援モデル事業により、北部二か所・南部一か所に居場所を設置・運営し、出張居場所やオンライン居場所も展開しております。この居場所事業について、気仙沼市の調査結果の上位にあった無料で相談できることや、同じ悩みを持った人に会えることは満たしているものではありませんが、自宅から近いという点においては、気仙沼圏域をはじめ交通アクセスの面から利用しにくいエリアのニーズに対応できていないことが考えられます。こうした施設は、少なくとも保健福祉事務所管内毎の設置が望ましいと考えますが、本設、出張、オンライ

ンの利用状況を踏まえた上で、よりきめ細やかなエリアへの設置と適切な開設日数について所見を伺います。

三点目は、県庁組織の支援体制と関係機関との連携についてです。

ひきこもり支援の難しさとして、ひきこもり状態にある方々の把握のしにくさ、そうした方々の家庭環境、年齢、健康状態、経済状況などの多様さに応じ、求められている支援内容がそれぞれに異なり、多岐にわたって複雑化している点にあります。支援のための事業を予算の観点から見れば、ひきこもり状態は精神疾患と深い関連性があることから、相談窓口や居場所づくりについては保健福祉部が、就職・就労については経済商工観光部が、ひきこもり状態にある児童・生徒については教育庁が分担して支援に当たっております。ひきこもりという社会問題に焦点を当てたとき、縦割りの行政組織による個別の対応ではなく、横断的・包括的な観点から支援を指導する組織があることが望ましいとも考えられますが、支援体制として、現行の県庁組織が多岐にわたる問題に対応できているのか、国、市町村、NPOなどの支援団体との連携の観点も踏まえて所見を伺います。

大綱二点目は、持続可能な農村計画についてです。

限界集落という言葉は、一九九一年、平成三年に社会学者の大野晃先生によって提唱され、現在では学術的、行政的な定義を超えて一般に広く用いられています。総務省が二〇一九年、令和元年に行った調査によれば、過疎地域の集落は全国で六万三千二百三十七集落、うち東北地方には一万四千六十七集落があり、更にそのうち十年以内に無人化又はいずれ無人化すると判断されたのは四百三十九集落あることが報告されております。この調査でいう集落は市町村の行政単位等を基にしておりますが、一定の範囲で家が数件集中しているという意味の集落においては、近く無人化の恐れがある集落は無数にあるものと考えられます。農林水産業を基幹とする本県にとって、こうした集落をどうしていくかということは非常に重要な問題です。この大綱では農村計画の観点から農村地域の持続可能性と将来に関し二点伺います。

一点目は、「撤退の農村計画」についてです。

今から十九年前の二〇〇六年、平成十八年、若手の研究者、実務家が中心となって、一つの共同研究が立ち上がりました。研究内容は、過疎地域における集落の維持が困難

な状況において、計画的な移転を提案するというもので、研究名を「撤退の農村計画」といいます。研究成果は二〇一〇年、平成二十二年に一冊の本としてまとめられ、昨年、続編となる本が出版されました。「撤退」という言葉のインパクトが強く、誤解を招く恐れがあるので補足しますが、この研究は、農村、集落の活性化を正攻法であると肯定した上で、諸策を講じてもお維持ができず、集落が消滅することが明らかとなった場合、何もせず自然消滅に任せる「消極的な撤退」ではなく、次善の策として、コミュニティを維持できるうちに集団で移転しながら、農地や生態系といった自然環境を次世代に引き継いでいく「積極的な撤退」が選択肢の一つとしてあるのだということを示すものです。また、移転は強制ではなく、住民合意の上で行うことが大前提です。本県が人口減少局面に入ったのが二〇〇三年、平成十五年であり、二十年以上が経過しました。都市部においても少子高齢化、人口減少によるコミュニティの存続危機、公共交通、生活インフラの維持管理といった課題に直面している今、どう縮小して未来に力を蓄えるかを考えていくべきではないのでしょうか。「撤退の農村計画」の続編である「撤退と再興の農村戦略」では、住む人がいなくなった無住集落の事例が紹介されています。耕地を牧草地として管理し、畜産と将来の農地復帰の可能性を残した地域、観光農園やキャンプ場として生まれ変わり、にぎわいをつくり出した地域など別の可能性が示されているほか、移転だけでなく、土地管理や財政についても考察と提案がなされています。こうした移転が行政的に可能であるかといえば、農業農村整備事業には該当する事業はありませんが、総務省の過疎地域集落再編整備事業には団地造成による集落移転が対象となっているなど、現行においても実現の余地はあります。本県の農業政策は、生産性を高め、高付加価値な農産物の生産・販売により、農業農村の活性化を目指しておりますが、それは大いに推進していくべき正しい方針であると考えます。その一方で、「撤退の農村計画」に示された可能性を視野に入れ、計画策定、政策立案に組み込んでいくことが必要と考えますが所見を伺います。

続いて、二点目は、既存事業に関し、気仙沼圏域における農地整備について伺います。

気仙沼管内の水田面積は千六百九十三ヘクタールで、そのうち復興交付金事業により整備された百四十ヘクタールを含む三百七十二ヘクタールが整備済みとなっております。

す。管内の地形上、他圏域に比べ大規模な整備に適した農地が少ない当管内において、今後、農地整備により、生産性向上が期待できる余地はどの程度見込まれるのでしょうか。特に危惧しているのが中山間地域における農地整備で、調査計画を進めていた二地区のうち、羽田地区において、採算上の問題から県営事業が断念に至ったことが大変残念です。地元地区に対する丁寧な説明により、当事者の理解を得た上での判断ではあるものの、当該地区の農地整備に不安が残ります。今後は個別的に適宜整備を行う方針とすることでしたが、その整備内容や進め方など、今後の見通しについて伺います。あわせて、もう一方で調査計画を進めている表山田・三段田地区は、来年度に調査計画を終え、再来年度である令和八年度に事業採択の予定となっておりますが、当事業の進捗と見通しについても伺います。

大綱三点目は、地方創生二・〇と地方自治についてです。

二〇一四年、平成二十六年に東京一極集中の是正、地方の人口減少の歯止め、日本全体の活力の底上げを目的に地方創生が掲げられました。本県では、震災復興に合わせ各種事業が展開され、各市町村の特性、地域課題に沿った取り組みがなされました。それから十年を一区切りとし、検証を反映した次なる方針として、昨年、新しい地方経済・生活環境創生本部が政府に設置され、地方創生二・〇の起動が宣言されました。この基本的な考えの中心となるのが、人口減少・生産年齢人口の減少を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長と社会機能維持のための適応策を講じていくということです。そして、そのために、人を大事にする地域、楽しく働き、楽しく暮らせる地域を創るとともに、災害に対して地方を取り残さないよう、都市に加えて、地方を守るための事前防災、危機管理に万全を期すことが掲げられています。本県においては、本年一月十七日に仙台国際センターにて、日本創生に向けた人口戦略フォーラム in みやぎが開催され、北海道・東北の知事によるパネルディスカッション等が行われたほか、二十五日には、気仙沼市にて有識者会議である地方経済・生活環境創生会議が、会議設置以来、初めて地方開催となるなど、宮城の地において地方創生二・〇本格起動に向けた動きが相次ぎました。ここでは、地方創生二・〇に対する本県の基本的な考え方と、地方の将来の姿としての地方自治制度について三点伺います。

まず、一点目は、ジェンダーギャップの解消についてです。

気仙沼市において開催された地方経済・生活環境創生会議では、ジェンダーギャップの解消がテーマとなりました。地方から都市部への人口流出、ＵＩターンの状況を見るに、地方における出生率の低下の要因として、都市部へ出た地方出身の女性がふるさとに戻らないことが各種の調査からも明らかになり注目されています。先の地方創生の検証では、若者・女性から見て、いい仕事、魅力的な職場、人生を過ごす上での心地よさ、楽しさが地方に足りないなど、問題の根源に有効にリーチできなかったのではないかという反省点が挙げられ、地方創生二・〇では「若者・女性にも選ばれる地方づくり」に重点が置かれております。なぜ、地方の女性が戻らないかを考える上で、経済的な要因として地域間・男女間の賃金格差があることが問題となっておりますが、その背景として、様々な場面によるアンコンシャス・バイアス、無意識の思い込みに由来するジェンダーギャップの存在があります。このことを踏まえて、気仙沼市では、「〜こともと女性の瞳かがやく〜けせんぬまWell-beingプラン2024」を策定し、人口数を追うのではなくふるさとで市民それぞれの希望を叶える支援、そして、希望を阻む要因を取り除くことで市民の暮らしやすさを実現していくというアプローチで、持続可能な地域づくりに取り組んでおります。気仙沼市は官民連携で「ジェンダーギャップ解消プロジェクト」を立ち上げ、経済界・産業界から地域全体の機運醸成を図ろうとしており、経営者向け、市民向けのセミナー、働く女性への啓発講座、市内事業所へのヒアリング・意識調査等を行っております。ジェンダーギャップを解消し、女性が働きやすく、賃金格差がない就労環境をつくることは、都市部の先進的大企業の自発的な動きをモデルとすることが一般的だと思われませんが、気仙沼市の取組は、地方の中小企業が行政と連携し、地域のジェンダー意識を考慮しながらより良い環境をつくれる可能性を示していると考えます。このことについて、県のジェンダーギャップ解消に向けた取組について伺うとともに、気仙沼市の取組を県内市町村へ横展開を図り、支援していくことについて所見を伺います。

続いて、二点目は、東京一極集中の是正についてです。

東京一極集中の勢いが再加速しています。住民基本台帳に基づく昨年の人口移動報告によれば、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県からなる東京圏への転入超過数は三年連続で前年を上回り、コロナ禍以前の水準に戻りつつあります。東京一極集中の是正案

として、先の地方創生においても省庁や研究機関の移転が掲げられており、一昨年に文化庁の京都府への移転が実現していましたが、その他の移転に関しては省庁機能の一部が事務所として移転する程度にとどまっており、本格的な移転議論は停滞したままになっております。このたびの地方創生二・〇においても石破総理は令和の日本列島改造の一環として引き続き省庁の地方移転への意欲を示しているほか、若手国家公務員の東京と地方の二拠点活動を支援する方針も示しており、移転誘致のチャンスが再び巡ってきたと言える状況になっております。そこで、本議会でも創設に向け取り組んできた防災庁や、先に名のりを上げた環境調査研修所や水産研究・教育機構開発調査センターのような研究機関の誘致を実現することで、本県、本県市町村との連携により行政機能の強化、産業の振興につなげるべきと考えますが所見を伺います。

続いて、三点目は、地方自治制度についてです。

二月十三日の衆議院総務委員会の質問において、村上総務大臣から地方自治制度の在り方に関する発言がありました。その趣旨を要約すれば、「今後、日本国全体の人口が半減した場合、国・都道府県・市町村という地方自治制度のシステムの構成に危機感を持っており、現在の千七百以上の市町村の維持は難しく、全国を人口三十万人から四十万人の市に再編し、三百から四百の市と国が直結するシステムとすれば、県庁も不要となり、道州制も意味をなさなくなる」というものでした。大臣の発言は、個人的見解との前置きを示したものであり、今後の政府の政策にどれほど影響があるか定かではありませんが、地方自治、地方制度の将来を構想する上で大きな一石を投ずる発言であったと考えます。私は、人口動態、社会情勢、技術革新といった変化に応じて、地方自治制度も時代に合うよう改革を続けていくことは必要であると考えますが、今後人口減少が進んだとしても、地理的要因、近代以前からこれまで培われてきた歴史的・文化的要因を考慮に加えた上で、地方自治制度は、広域調整機能、高度専門機能、地域補完機能を担う広域自治体と、住民生活への近接性、利便性機能を担う基礎自治体との二層制を採ることが、望ましい在り方であると考えます。このことについて、人口減少の著しい東北地方の観点から道州制やこれからの地方自治制度の在り方について、所見を伺います。

の三陸を舞台に、主人公の移住、テレワーク、地元住民との交流を通して都市部と地方で生きていくことを描いており、地方創生がテーマともなっております。この作品は、気仙沼市がメインのロケ地になっていますが、出演に女川町出身の中村雅俊さん、石巻市出身の半海一晃さん、脚本が栗原市出身の宮藤官九郎さんと、この作品は気仙沼だけでなく、宮城の映画であると思います。ぜひ御覧いただきまして、宮城のすばらしさ、地方創生について考えていただきたいと思っております。地方創生二・〇は仙台でのフォーラム、気仙沼市での有識者会議が相次いで開催されました。今議会で代表質問・一般質問においても多くの議員より地方創生、人口減少の議論が交わされているほか、後日審議する予算にも関連予算が組み込まれております。宮城の地が地方創生の先駆けとなるよう、宮城県官民一丸となって取り組んで参りましょうと申し上げまして、壇上からの質問いたします。御清聴誠にありがとうございました。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 熊谷一平議員の一般質問にお答えいたします。大綱三点ございました。

まず、大綱一点目、ひきこもり支援についての御質問にお答えいたします。

初めに、ひきこもりの実態調査についてのお尋ねにお答えいたします。

ひきこもりは、本人や御家族が置かれている状況が様々であり、その状況に合わせた早期の支援につなげるためには、実態把握が大変重要であると認識しております。ひきこもりの実態把握や本人と御家族に対する支援についてのニーズ調査は、住民により身近な市町村が行い、これを県がバックアップすることが基本であると認識しており、今年度末までに三十の市町村が調査を実施する予定となっております。県といたしましては、精神保健福祉センターに設置しているひきこもり地域支援センターにおける調査の実施方法についての助言などに加え、引き続き各市町村の実情に応じた調査や体制整備の取組を丁寧支援してまいります。

次に、県庁組織の支援体制等関係機関との連携についての御質問にお答えいたします。

ひきこもり支援は、個別の相談支援から居場所等での交流支援、そして就労支援に

つなげていくなど、段階に応じて長期的に切れ目なく、保健、医療、福祉、教育、雇用など幅広い分野において、専門的な支援を実施することが必要であると考えております。このため県では、各分野の関係機関が連携してひきこもり支援施策を展開するため、部局横断の庁内連携会議を設置し、保健、福祉、教育、雇用など各分野における施策の実施状況や分野間の連携状況などについて、課題を含め共有しているところであり、国の動向を踏まえながら施策に反映してまいります。また、市町村とは担当者会議等を通じて居場所設置支援やひきこもり地域支援センターによる支援者支援などにより連携を図っております。NPO等との連携については、居場所の運営や相談支援のほか、障害者就労支援施設において中間就労の場を提供し、一般就労へとつなげるなど具体的な取組の場面で協力を頂いております。県といたしましては、引き続き関係部局の連携を更に深めるとともに、市町村や民間の支援団体等々連携協力をしながら、ひきこもり当事者の一人一人に寄り添った支援に努めてまいります。

次に、大綱三点目、地方創生二・〇と地方自治についての御質問にお答えいたします。

初めに、東京一極集中是正のための政府関係機関の地方移転についてのお尋ねにお答えいたします。

政府関係機関の地方移転は、過度の東京一極集中是正や、大規模災害時における国の行政機能のリスク分散のみならず、移転した国の機関と地元自治体・企業との連携による関連産業のイノベーションの促進、職員の移住に伴う人口増加や地域の消費拡大など、地域の活性化につながるものと認識しております。このため、石破総理が第二十七回国会の施政方針演説において、「令和の日本列島改造」の柱の一つとして「産官学の地方移転と創生」を掲げ、まずは国において防災庁など政府関係機関の地方移転、国内最適立地を推進すると述べたことは大変意義深いものと評価しております。一方、移転する政府関係機関の具体的な機能・役割などの方針や地方からの提案方法や負担の在り方などについては、現状では示されていない状況であります。このようなことから、県といたしましては国の動向を十分に踏まえ、今後、新たな提案募集が行われる際には、市町村とよく相談し対応してまいります。

次に、人口減少に伴う地方自治制度の在り方についての御質問にお答えいたします。

東北地域の人口減少は、全国と比較して十五年も早い状況にあると言われており、あるべき地方行政の姿を住民自身が考えていく上でも、様々な意見を踏まえた議論がなされることは望ましいと受け止めております。私は、かねてより国から地方に抜本的に税財源や権限の移譲を進め、東京への一極集中の根幹にある中央集権体制を是正する、究極の地方分権の姿である「地方分権型の道州制」の導入が必要であると考えております。この道州制とは、国の内政に関する事務・権限を道州が担うとともに、基礎自治体が住民に身近な行政分野を総合的に担い、更には、多様な基礎自治体が必要な住民サービスを持続的に提供し得るものとして、他の基礎自治体との「事務の共同化」や、道州による「垂直的な補完」を柔軟に選択できるものになります。この二層制によって、地域の実情に応じた施策を地域自らが考え、「真の分権型社会」が実現できるものと考えておりますが、道州制の実現に向けては、国と地方が同時に取り組むことが不可欠であることから、国における検討の推移を注視しているところであります。引き続き市町村と意見交換を行いながら、全国知事会等における議論の場を通じて、分権型社会の実現に向けた国民的議論を喚起してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 環境生活部長佐々木 均君。

〔環境生活部長 佐々木 均君登壇〕

○環境生活部長（佐々木 均君） 大綱三点目、地方創生二・〇と地方自治についての御質問のうち、ジェンダーギャップ解消に向けた取組と、気仙沼市の取組を横展開し支援することについてのお尋ねにお答えいたします。ジェンダーギャップの解消は、県民誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会を構築していく上で必要なものと認識しております。このため県では、中小企業を対象とした女性活躍のための環境整備への支援を行っているほか、一般社団法人宮城県経営者協会や宮城県町村会、仙台経済同友会等、官民連携で運営するみやぎ女性活躍促進連携会議において、男女の賃金格差の解消や女性活躍の推進などを議論するとともに、市町村や関係団体と連携してアンコンシャス・バイアスの解消や女性活躍推進をテーマにしたセミナーを開催しているところです。また、気仙沼市の官民連携による取組については、昨年十一月に開催した男女共同参画推進自治体担当者連絡会において、女性活躍推進やジェンダーギャップ解消に向けた好事

例として、気仙沼市から御説明いただき、他自治体へ横展開を図ったところです。県といたしましては、気仙沼市で行っている官民連携手法も参考に、県内市町村においてジエンダーギャップの解消に向けた取組が進められるよう、地域における機運の醸成などに取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱一点目、ひきこもり支援についての御質問のうち、居場所支援についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、住民にとって身近な地域での居場所の設置を推進するため、令和二年度から、ひきこもり居場所支援モデル事業として、県北圏域と県南圏域に計三か所の居場所を設置しております。また、昨年度から、要望のあった市町村において出張居場所を実施しており、今年度は気仙沼市を含めて三市町で開催しているほか、対面でのコミュニケーションが困難な方に向けたオンライン居場所「おらんちラウンジ」を設置し、市町村の居場所への架け橋となるよう取り組んでおります。これらの取組を通じて、市町村における居場所設置も進んできており、昨年度末で十四の市町村が自主事業として居場所を設置しております。また、居場所の開設日数については、利用者のニーズや居場所の実施体制により異なってくることから、一概に適切な日数を示すことは難しいですが、可能な限り多くの機会を設けることができるようにすることが望ましいと考えております。県といたしましては、引き続きひきこもり状態の方が身近な地域で支援を受けられるよう、各市町村での居場所の設置のほか、ひきこもり地域支援センターによる相談窓口や関係機関の連携体制の構築など、地域の支援体制の充実に取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 農政部長橋本和博君。

〔農政部長 橋本和博君登壇〕

○農政部長（橋本和博君） 大綱二点目、持続可能な農村計画についての御質問のうち、コミュニティが維持できる農村計画や政策立案についてのお尋ねにお答えいたします。

農村地域では、人口減少や高齢化の進展に伴い、特に中山間地域においては、今後

の営農活動の継続や農地の保全、コミュニティの維持等が困難になることが全国的な課題とされております。現在、県議会で検討が行われております、みやぎ食と農の県民条例改正案においては、基本理念の中で「農村は、農業生産、環境の保全、やすらぎ空間、文化の継承、防災等の多面的な機能を有することに鑑み、総合的な農村の振興が図られること」と規定されております。また、市町村においては地域の農業者等が意見交換を重ねながら合意形成を図り、十年後の地域農業の姿を明確にした地域計画の作成が進められており、今年度末までに県内百九十六地区において作成される見込みとなっております。県といたしましては、市町村をはじめ関係機関と連携し、地域計画の実現に向けた継続的な話し合いに加え、農村型地域運営組織、いわゆる農村RMOの形成や関係人口の創出に向けた取組等を支援することにより、地域農業の維持発展と持続可能な農村づくりを推進してまいります。

次に、気仙沼圏域の羽田地区と表山田・三段田地区の農地整備の見通しについての御質問にお答えいたします。

羽田地区では、令和二年度に地元関係者による羽田・物見地区圃場整備事業推進委員会が設立され、令和三年度から県による農地整備事業調査を開始し、事業化に向けた話し合いを進めてきたところですが、計画農地が飛び地になっているほか、担い手への農地集積などについても事業実施要件を満たせなかったことから、昨年十一月に地元関係者との話し合いを経て、県営農地整備事業での整備を見合わせることとなりました。今後、気仙沼市と連携し、これまでの成果を活用しながら、引き続き地元関係者からの要望や課題を整理し、事業化に向けた検討を支援してまいります。また、表山田・三段田地区では、令和二年度に地元関係者による表山田・三段田地区ほ場整備事業推進委員会が設立され、地域農業の在り方や担い手育成等に関する話し合いを進めてきたところであり、昨年度から県による農地整備事業調査を開始し、令和八年度の事業着手に向けて、現在、事業計画策定に取り組んでおります。県といたしましては、地元の意向に沿った農地整備が実現できるよう、引き続き気仙沼市と連携しながら、しっかりと支援してまいります。

以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 九番熊谷一平君。

○九番（熊谷一平君） それでは再質問をさせていただきます。

まず、ひきこもり支援についてですが、調査のほう、来年度に三十市町村が調査予定ということで、動きがあったことはすごくよかったのかなと思っております。県単独ではなかなかできませんし、県内でもばらばらであれば全部把握することは——つかむことができないということでしたけれども、県はそのバックアップをするということでしたが、私が今質問で申し上げたようなそのバックアップの仕方としては、私は宮城県である程度統一したデータですとか、そういったものを県で把握することが大事かなと思っていますけれども、そうした項目だとか、調査項目の作り方ですとか、集計とか、そういったところまでのバックアップというか、どのような具体的な形を予定していらっしゃるのでしょうか伺います。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 三十市町の調査が整うといったことですが、それぞれの取組で多分ばらつきがあるかと思っております。県としましては、これから始まるところが多いのであれば、ある程度フォーマットを示したような形で、共通的なものになるようにできればよかったのですが、市町村のほうが先行していただいているような現状にありますので、県としては、まずは各市町村の取り組みになられました各調査の結果の概要抽出というか、横串を刺すような形で共有するような形の場に力を注ぎまして、その中から共通して取り組んでいく方向性を見いだしていくと、こういった方向に県としての役割が発揮できたらなというふうに考えてございます。

○副議長（本木忠一君） 九番熊谷一平君。

○九番（熊谷一平君） 既に気仙沼市でも行っていますし、あと仙台市、白石市でも行ったということで、統一はもう既にばらつきが出ている状態ですので、そこは難しいのかなと思っていました。共通の問題が抽出できるようにいろいろ比べながらというのはすごく大変なかなと思いますけれども、やはりそういった込み入ったことができるのは、専門組織、専門家を多く有している県という組織かと思っておりますので、その点でしっかりと課題、問題点の抽出を、それから市町村との共有というのをお願いしたいなというふうに思っております。

続きまして、居場所支援のお話でした。出張の居場所を設けること、これは大変い

いのかなと思っております。建物を造つてという各市町村、できればたくさんあることが望ましいと思っておりますけれども、限られた財源、それからモデル事業であるということ考えると、出張というのを時限的にいうか、一部の時間帯で行うということは評価できるのかなというふうに思っております。今後、モデル事業で県が設置・運営しているような居場所というのを増やしていくという方向なのでしょうか。それとも市町村ですとか、あとは民間団体のほうを支援していったって、各地域に――気仙沼市のアンケートの中でも通いやすいということを重視している方がいますので、そうした……どういった方向でお応えしていくのかということについて伺います。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） きめ細かな対応を地元でやっていくという意味では市町村が役割を果たしていただく部分が多いと思っております。それで去年、県のほうで出張居場所をしたところをベースとして、市町村が独自の居場所支援の場所に結びつけたといった事例も出てきておりますので、そういった方向に促していくといったことも一つございますし、また、市町村独自の取組を県がより広域的な形で取り組んでいくということでバックアップしながら、また、県は県の取組でもって広域的な中での居場所づくりを進めていくと。こういった両面、多面的な取組をすることで、住民の方々の支援に資するような形をともに構築していくのが望ましいのかなと思っております。

○副議長（本木忠一君） 九番熊谷一平君。

○九番（熊谷一平君） これはひきこもり支援に限った話ではないのですが、気仙沼市の沿岸のほうですけれども、復興予算のほうでそうした支援事業を続けてきている事業者さんがいらっしゃるのですが、そちらの予算のほうももうなくなって使えなくなってくるといった財政面の心配というのが、もう既に課題となってきております。県として引き続き先ほどのようなときめ細かな対応を行っていくと答弁いただけましたので、財政面の支援についてもお願いできればというふうに思っております。

続いて組織です。今、部局連携の横断組織を県庁につくっているということでした。ひきこもりの問題はどこに相談すればいいのだろうなと思ったときに、支援を求めている方からすると、なかなか分かりにくいのではないのかなというふうに聞いております。ですので、ひきこもりと言え、ひきこもり対策の組織があると分かりやすいのかなと

いうふうに思っておりますけれども、部局の連携、大事だと思います。保健福祉であれ、経済商工観光であれ、教育庁であれ、それぞれの部局で更にひきこもりとか不登校と連携した関連業務がありますから、どこで区切るかと、区切りをつくってしまう以上は多分、どこかでまた別の区切りがあることへの問題が出てきますから、どうしてもできる限りまずやると横展開というふうになると、連携していくということかなと思っておりますけれども、大事なのは、例えば不登校の子が学校を卒業する年になってしまっている、教育庁の手から離れてしまう。そこで、次のサポートにつなげることができないということが起きるかなと思いますので、そうした点も情報の共有を図っていただきたい。申し送りをするとか、そういったこともお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） やはり、一つの部局だけで完結する話じゃなくて、多面的に取り組まなきゃいけない、解決に結びつかない分野でございますので、御指摘のような形も含めまして、様々な形、庁内横断組織を持っておりますけれども、その有効的な活用、そして、ふだんからの各セクションにおける取組の強化も含めまして、情報共有を図りながら、そういったことを目指していきたいと思えます。

○副議長（本木忠一君） 九番熊谷一平君。

○九番（熊谷一平君） 本庁での組織だけではなくて、地方機関における横断組織もぜひやっていただきたいなど。それは市町村だけでなく、支援団体の方も一緒に入るような会議の場が欲しいというふうに支援事業をやっている方からの声でございましたので、そちらもあわせてお願いできればということで、よろしくお願いいたします。

続いて、羽田地区についてですけれども、今回自事業採択の基準を満たさないというところで、次の事業に向けてやっていくということですが、今回の整備ではなくて、県営として別の事業をやっていく可能性があるということでしょうか。伺います。

○副議長（本木忠一君） 農政部長橋本和博君。

○農政部長（橋本和博君） 今回の県営ほ場整備事業におきましては、まず、面積要件として中山間地域で十ヘクタール以上の面積で地元負担ができるだけ少ない事業というふうなことで、取組を検討したわけですが、今回なかなか担い手の方が、全ての

面積を受託するという事で始まったのですが、それがなかなか難しくなったというところがあって、では、より小さい面積でできる事業がないかということで、現在検討している中では、五ヘクタール以上でも地元負担が少なくてできるものがございいますので、そういったことの事業の検討をしていたらこうというふうなことで考えております。

○副議長（本木忠一君） 九番熊谷一平君。

○九番（熊谷一平君） 採択できそうな事業があるということで安心いたしました。あと、表山田・三段田地区のほうは、このまま順調にいけば計画どおり採択の見通しがあるのでしょうか。今言えるのかどうかですが、進捗状況としてお答え願います。

○副議長（本木忠一君） 農政部長橋本和博君。

○農政部長（橋本和博君） 答弁でもお話ししましたとおり、令和八年度の事業着手に向けて今進めております。特に何かしら事情の変化がなければ、何とかできるのではないかと思います。

○副議長（本木忠一君） 九番熊谷一平君。

○九番（熊谷一平君） その点は安心いたしましたので、ぜひ順調にやっていただければと思っております。「撤退の農村計画」ですが、これまでお話ししたとおり、やはり県は活性化がメインであるということですから、そのような体制、お考えでいいのかなと思います。羽田地区のような採択に満たないといったところの振興ではないですが、そういった事業活性化に適さない地域について、何か考えていくべきだということを思っているのですが、それは農業農村整備の事業の中で行うのか、あるいは、総務省の過疎事業の中で行うのかといういろいろな考えがあるかと思いますが、現時点の県の考えというのはいかがでしょうか。

○副議長（本木忠一君） 農政部長橋本和博君。

○農政部長（橋本和博君） 今回農政部のほうからお答えさせていただきました。というのは、先ほどお話がありました「撤退の農村計画」、非常に複数の研究者の方に取りまとめられましたので、やはり行政として考えなければならぬ課題だというふうに受け止めております。ただ、御質問の中にもありましたとおり、やはりこれ考えるには住民の意向を含めた現状把握がまずベースにあると。議員からもお話がありましたが、農政の分野で今、先ほど申し上げた地域計画というのを地域ごとに県の百九十六地域で

話し合いをしていただきました。その中で、将来その地域に担い手がないという地域がなかったということがありまして、まずはその地域計画の中でしっかりと地域を振興していくというふうなことで取り組みたいと考えております。

○副議長（本木忠一君） 九番熊谷一平君。

○九番（熊谷一平君） 活性化と同時に、あともう一方として、撤退というものがあるのだと、活性化から撤退に切り替えるという考えではないということと、それから住民の方々の御意向という、まず第一にするということはまず申し上げておきながら、あらゆる可能性について御検討いただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。